

## 日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱

平成30年 3月26日  
要綱第13号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市街地環境の整備、災害時における安全の確保等の推進を図るため、狭あい道路を拡幅するための道路用地を市に寄附する場合に行う分筆測量登記に要する経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 市道又は市がその敷地を所有し、若しくは管理する道のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道をいう。
- (2) 境界線 狭あい道路と、これに接する土地との境界線をいう。
- (3) 後退線 法第42条第2項の規定により境界線とみなされる線をいう。
- (4) 後退用地 境界線と後退線の間が存在する狭あい道路と同一平面である土地で、日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則に関する取扱要綱（平成19年日進市要綱第6号。以下「要綱」という。）第6条第1項各号のいずれにも該当しないものをいう。
- (5) 角地 同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する道路の角にある土地をいう。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲することにより生ずる内角が120度を超えるものを除く。
- (6) すみ切り用地 角地の隅角をはさむ三角形（角地の隅角をはさむ辺を等辺とし、他の1辺の長さを3メートルとしたものをいう。）の部分の土地をいう。
- (7) 分筆測量登記 後退用地（角地にあつては、すみ切り用地を含む。以下「後退用地等」という。）を分筆するために行う測量及び登記をいう。
- (8) 狭あい道路対策事業 狭あい道路に接する土地において、狭あい道路を後退線まで拡幅し、後退用地等を市に寄附するために分筆測量登記を行う事業及び過去に狭あい道路に接する土地において、狭あい道路を後退線まで拡幅したが分筆測量登記を行っていない場合において、後退用地等を市に寄附するための分筆測量登記を行う事業をいう。ただし、道路としての整備工事が寄附の条件となっているものを除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、狭あい道

路に接する土地の所有者のうち、日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する狭あい道路対策事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する狭あい道路対策事業は除く。

- （1）国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立財団法人都市再生機構その他これらに類する者が行う事業に伴い実施されるもの
- （2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けるために必要となる道路幅員の基準を満たすために実施されるもの。ただし、自己の業務又は自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為で、後退用地等を寄附しようとする場合は除く。
- （3）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業を施行するもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、基本額及び加算額の合計額とする。

- 2 前項の基本額は、補助対象事業のうち分筆測量登記に要した費用の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が25万円を超えるときは、25万円とする。
- 3 第1項の加算額は、補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合において、当該土地に係る当該年度における固定資産税の評価額を敷地面積で除して得た1平方メートル当たりの額に、すみ切り用地の面積（単位を平方メートルとする。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が15万円を超えるときは、15万円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施しようとする年度の11月30日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）までに、日進市狭あい道路対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合においては、補助対象事業を実施しようとする年度の11月30日以後においても提出できるものとする。

- （1）位置図
- （2）公図
- （3）道路境界確定図

- (4) 狭あい道路対策事業計画図
- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る見積内訳明細書の写し
- (6) 当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税明細書の写し（補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査のうえ、その適否を決定し、日進市狭あい道路対策事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定に条件を付することができる。  
(補助対象事業の変更承認等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更する場合は、日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を提出し、市長の承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。  
(抵当権等の抹消)

第9条 交付決定者は、補助対象事業に係る後退用地等に抵当権、地上権、賃借権その他完全な所有権の行使を阻害する一切の権利（以下「抵当権等」という。）があるときは、次条に規定する実績報告書を提出するときまでに、当該抵当権等を抹消するものとする。ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業その他の公益的事業の認可等を受けた事業者が事業の目的のために設定した地役権又は地上権を除く。  
(実績報告)

第10条 交付決定者は、第7条の規定による交付決定を受けた補助対象事業を完了したときは、速やかに日進市狭あい道路対策事業実績報告書（第5号様式）に次

- (1) 道路境界確定図
- (2) 分筆完了後の公図の写し
- (3) 分筆完了後の全部事項証明書
- (4) 後退線を示す杭の写真
- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る請求内訳書及び領収書
- (6) 日進市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設引継ぎ等規則（平成17年日進市規則第72号）第14条に規定する寄附採納申請書、要綱第6条第2項

に規定する後退用地寄附採納申請書又は日進市道路・水路等寄附採納要領第8条第1号に規定する寄附採納申請書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、第6条の規定による交付の申請を行った年度の3月10日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金額の確定通知)

第11条 市長は、前条の報告を受け、その内容を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日進市狭あい道路対策事業補助金額確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、日進市狭あい道路対策事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命じるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が補助金を交付することについて不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、日進市狭あい道路対策事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 住所

氏名

印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業補助金交付申請書

日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

記

1 所在地

2 後退用地等の面積  $m^2$   
(内 すみ切り用地  $m^2$ )

3 経費所要総額（見積り額） 円

4 交付を受けようとする補助金の額 金 円  
内訳  
基本額 円  
加算額 円

5 着手及び完了予定年月日  
着手予定年月日 年 月 日  
完了予定年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 公図
- (3) 道路境界確定図
- (4) 狭あい道路対策事業計画図

- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る見積内訳明細書の写し
- (6) 当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税明細書の写し  
(補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

日進市長

印

日進市狭あい道路対策事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、下記のとおり交付・不交付することに決定したので、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円  
内訳  
基本額 円  
加算額 円

2 交付の条件

- (1) 後退用地等の境界確定、分筆登記完了後にあつては、用地内の支障物件を撤去し、抵当権等を抹消のうえ、実績報告書を提出すること。
- (2) 交付申請内容に変更が生じた場合は、日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認申請書を提出すること。
- (3) その他必要な条件

3 不交付の場合、その理由

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所

氏名 印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて交付決定された日進市狭あい道路対策事業について、下記のとおり変更したいので、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金変更申請額 金 円

内訳

(変更前)

(変更後)

基本額 円 円

加算額 円 円

4 添付書類

(1) 補助金額等に変更がある場合は、その根拠となる書類

(2) その他変更内容を明らかにする書類

第 号  
年 月 日

様

日進市長

印

日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました補助金については、下記のとおり承認しましたので、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円  
内訳

	(変更前)	(変更後)
基本額	円	円
加算額	円	円

2 交付の条件

- (1) 後退用地等の境界確定、分筆登記完了後にあつては、用地内の支障物件を撤去し、抵当権等を抹消のうえ、実績報告書を提出すること。
- (2) 交付申請内容に変更が生じた場合は、再度、日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認申請書を提出すること。
- (3) その他必要な条件

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所

氏名

印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました日進市狭あい道路対策事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 道路境界確定図
- (2) 分筆完了後の公図の写し
- (3) 分筆完了後の全部事項証明書
- (4) 後退線を示す杭の写真
- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る請求内訳書及び領収書
- (6) 日進市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設引継ぎ等規則第14条に規定する寄附採納申請書、日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則に関する取扱要綱第6条第2項に規定する後退用地寄附採納申請書又は日進市道路・水路等寄附採納要領第8条第1号に規定する寄附採納申請書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

第6号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

日進市長

印

日進市狭あい道路対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金について、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定通知書年月日及び通知番号  
年 月 日 第 号

2 補助金確定額 金 円

3 その他

この通知を受けた日から起算して10日以内に、日進市狭あい道路対策事業補助金交付請求書（第7号様式）を提出してください。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所

氏名

印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった日進市狭あい道路対策事業補助金について、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額

金額	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む。）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第8号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

日進市長

印

日進市狭あい道路対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した日進市狭あい道路対策事業補助金については、下記のとおり取り消したので、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金取消額 金 円  
内訳  
基本額 円  
加算額 円

2 取消の理由

3 すでに交付した補助金がある場合、年 月 日までに返還してください。